

鳥取砂丘コナン空港第1期コンセッションの中間評価の結果について

令和6年12月17日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港第1期コンセッションでは、令和3年度に「鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、運営権者である鳥取空港ビル(株)の事業実施状況について第三者評価（中間評価）を実施しました。この後、令和5年3月に事業期間を令和9年3月まで3年間延長したことから、令和6年度に2回目の中間評価を実施することとし、令和6年8月から10月まで計3回の委員会を開催しました。この結果、令和6年11月25日に委員会から本県に対し評価をまとめた答申が提出されましたので、その内容を報告します。

1 委員会概要

(1) 委員（6名、五十音順）

岡本陽子（公募委員／観光）、谷本圭志（委員長／鳥取大学教授／公共交通）、筒井一伸（鳥取大学教授／地域・観光振興）、西垣豪（鳥取商工会議所副会頭／経済団体）、野邊正彦（副委員長／但馬空港ターミナル(株)常務取締役・空港長／実務者）、廣田恵里（アザレア税理士法人公認会計士／財務）

(2) 評価項目 次の10項目（「地域・観光振興等」は、今回、新たに追加した項目）

「将来・基本コンセプト等」「地域・観光振興等」「安全・安心確保計画」「施設利用料金計画」「事業実施体制」「更新投資費用計画」「経理的基礎」「技術的能力」「総合的評価」「その他」

(3) 評価基準 実施契約・要求水準等の基準を満たしているかについて評価

2 評価結果（答申）概要

(1) 評価点数

- ・合計130点満点中の91.0点 ⇒ 「やや評価できる」に相当する結果（全項目「普通（標準）」（6点）の場合、合計72点／全項目「やや評価できる」（8点）の場合、合計101点）
- ・令和3年度の中間評価結果に対し全ての項目で改善し、「普通（標準）」を下回る項目はなく、「地域・観光振興等」「施設利用料金計画」「総合的評価」の3項目で「やや評価できる」に達した。

(2) 主な評価コメント

ア 好評価

- ・令和3年度に実施した中間評価後、指摘事項に対し、一つ一つ丁寧に改善に取り組んでいる。
- ・民間事業者による創意工夫・利点を活かした空港運営が確認できた。テナントの充実をはじめとする空港利用者の利便性向上や、民間事業者の経営の観点、若手職員のアイデアから始まる新しい取組などが加わり、積極的な地域連携、にぎわいの創出（地域・観光振興）、安全・安心な空港運営などの様々な面において、一定の成果が得られている。
- ・地域と連携したイベント、地域住民への貢献が認められるイベントを開催することによって、一般来場者が増加している。また、空港見学や職場体験などの地域教育にも貢献している点は、集客のみならず社会貢献の意味合いも強い。

イ 課題・期待

- ・今後の適切な空港運営のためには専門的な知識・経験を有するさらなる人材の確保・定着が必要であるが、社員の資格取得の促進、有資格者の確保、人材育成や労働環境の改善へ向けて、賃金体系の見直しや資格手当の充実化が検討されており、早期に実現されることが望まれる。
- ・管理運営の効率化に関し、外部委託が増えているが、単なるアウトソーシングではなく、委託事業者から学び、組織が進化し、将来の業務効率化に繋げていくことが望まれる。
- ・建設業界が担い手不足の傾向にある中、専門性の高い施設点検や除雪などの維持管理業務を自社の職員でもできるようにしておくことが望ましいため、今後、この観点での人材育成を期待する。
- ・空港と周辺観光地等との二次交通の改善、空港DX化に着手したばかりである。また、航空機利用者の増加にはさらなる活動を展開する余地もある。これらの今後の取組・成果に期待する。

(3) 第2期コンセッションに向けての提案等

- ・今後の人口減少に伴う担い手不足に対応するため、空港DX化などによる業務の効率化・省力化を、早期に実現することが望まれる。また、人材確保のため、過酷な気象条件（炎天下等）でも安全・快適な就労環境を提供するなどの技術・ノウハウを外部企業から吸収し、組織力を強化する必要がある。
- ・さらなる空港の利用促進、さらなるにぎわい創出のため、新たなマーケットの開拓、新たな航空機利用者の獲得などに挑戦していくことを期待する。また、「鳥取砂丘」と「名探偵コナン」という2大ブランドを最大限に生かすためのブランド戦略を考えていく時期に来ている。

3 本県の対応

この答申を受けて、令和6年11月29日に本県から鳥取空港ビル(株)に中間評価の結果を通知した。本通知において、鳥取空港ビル(株)に対し、第2期コンセッションに向けて不断の努力を要請した。



図-1 中間評価委員会の最終評価結果(レーダーチャート)

令和3年度は「地域・観光振興等」の項目はなく「更新投資費用負担計画」は該当がなかった。なお、「その他」(2.5点)は、本図に掲載していない。